エ　試験科目
次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	上記科目の全科目
生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論	
選択科目	上記科目のうちから受験者の選択する二科目
文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学 地学	

2　審査認定の場合
受験者について、文部科学大臣が博物館に関する学識及び業績を審査して行う。

四　合格者の発表
平成二十五年二月に、本人に合格した旨を通知する。

五　受験手続
1　出願書類
ア　受験願書（試験認定を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、受験する科目一科目につき千三百円の収入印紙を、審査認定を願い出る者については、別記第一号様式の二の受験願書に、三千八百円の収入印紙を、試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、八百円の収入印紙を、それぞれはったもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出ること。なお、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。
①　受験資格を証明する書類
②　履歴書（別記第二号様式により作成したもの）
③　戸籍抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあっては、住民票の写し又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書）（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）
④　写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）
イ　試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出すること。
ウ　審査認定を願い出る者については、次に掲げる資料又は書類を提出すること。
①　二の2のア又はイにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等
②　二の2のウにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類
③　二の2のエにより出願する者にあっては、前二号に準ずる資料又は書類

2　受付期間
平成二十四年七月九日（月）から同年八月三十一日（金）まで。

3　その他
受験手続の詳細については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

別記第１号様式の１（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４）

（試験認定受験願書）

受　　験　　願　　書

年　　月　　日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな
氏　　名

年　　月　　日生

住　所

下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願い出ます。

受験資格　博物館法施行規則第５条、第１号　第２号　第３号　第４号　第５号に該当

受験場所

受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学

試験の免除を受けたい試験科目名

（注）１　受験資格中の該当番号を〇印で囲むこと。
２　受験科目欄の該当欄を〇印で囲むこと。
３　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。